

かわさき水ビジネスネットワーク会則（案）

1 名称

本会の名称は、「かわさき水ビジネスネットワーク」（以下「かわBizネット」という。）とする。

2 目的

かわBizネットは、世界の水環境改善に貢献するため、民間企業と川崎市が連携、協調して水ビジネスを推進するプラットフォームである。

3 役員等

- (1) かわBizネットは、別表1の会員をもって構成する。
- (2) かわBizネットに、役員として会長、特別顧問及び幹事を置く。
- (3) 会長は、かわBizネットの代表として、会務を総理する。
- (4) 特別顧問には、川崎市市長及び川崎商工会議所会頭を充て、かわBizネットに助言等を行う。
- (5) かわBizネットの運営を主導するため、会員の中から若干名の幹事を置く。

4 協力団体

かわBizネットの活動に協力する省庁、団体（以下「協力団体」という。）は、別表2のとおりとする。

5 総会

- (1) 会員、協力団体等の意思疎通を図り、交流を深めるとともに、次に掲げる事項を決定するため、総会を開催する。
 - ア 会則の改廃に関すること。
 - イ 役員を選任に関すること。
 - ウ その他かわBizネットの運営に係る重要事項に関すること。
- (2) 総会は会長が招集し、過半数の会員の出席をもって成立する。
- (3) 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 幹事会

幹事により幹事会を組織し、かわBizネットの運営に関する基本的な事項の検討、調整等を行う。

7 機能

- (1) 全体サポートとして、会員に向けた水ビジネスに関する情報の提供等を行う。
- (2) 個別サポートとして、水ビジネスの案件に応じてコーディネート等の必要な支援を行う。

8 会費

かわBizネットの会費については、当面の間無料とする。

9 事務局

かわBizネットの事務局を川崎市上下水道局に置く。

10 その他

この会則に定めるもののほか、かわBizネットに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成24年8月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年1月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年7月22日から施行する。

別表1 かわさき水ビジネスネットワーク 会員

(五十音順)

1	アクア・ゼスト株式会社	27	積水化学工業株式会社
2	アズビル株式会社	28	第一高周波工業株式会社
3	伊藤忠商事株式会社	29	月島機械株式会社
4	株式会社エヌジェーエス・コンサルタンツ	30	帝人株式会社
5	エリーパワー株式会社	31	テスコ株式会社
6	株式会社オオスミ	32	株式会社東京設計事務所
7	株式会社オスモ	33	東西化学産業株式会社
8	オリジナル設計株式会社	34	株式会社東芝
9	鹿島建設株式会社	35	株式会社日水コン
10	一般社団法人川崎建設業協会	36	日本電気株式会社
11	川崎市管工事業協同組合	37	日本原料株式会社
12	川崎商工会議所	38	日本ベーシック株式会社
13	株式会社木村工業	39	株式会社浜銀総合研究所
14	株式会社栗本鐵工所	40	株式会社日立製作所
15	株式会社建設技研インターナショナル	41	富士通株式会社
16	コスモ工機株式会社	42	富士電機株式会社
17	三信建設工業株式会社	43	前澤工業株式会社
18	サンユレック株式会社	44	株式会社みずほ銀行
19	J F Eエンジニアリング株式会社	45	株式会社三井住友銀行
20	株式会社ジオプラン	46	三菱化工機株式会社
21	株式会社ショウエイ	47	株式会社三菱東京U F J 銀行
22	昭和環境システム株式会社	48	株式会社安川電機
23	昭和電工株式会社	49	八千代エンジニアリング株式会社
24	水 i n g 株式会社	50	横河ソリューションサービス株式会社
25	須藤工業株式会社	51	株式会社横浜銀行
26	住友商事株式会社	52	川崎市

別表2 かわさき水ビジネスネットワーク 協力団体

関係省庁	1	厚生労働省
	2	経済産業省
	3	国土交通省
関係団体	4	独立行政法人国際協力機構
	5	株式会社国際協力銀行
	6	公益社団法人日本水道協会
	7	独立行政法人日本貿易振興機構横浜貿易情報センター
	8	公益社団法人日本下水道協会
	9	公益財団法人川崎市産業振興財団
外国自治体	10	瀋陽市人民政府駐日本経貿代表処
	11	ダナン駐日代表部
	12	クィーンズランド州政府駐日事務所
	13	バリアブンタウ省日本代表事務所

(株)海外交通・都市開発事業支援機構について



平成26年7月

MLIT

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

民間活用型インフラ事業の増加

世界のインフラ事業

全世界

230兆円／年

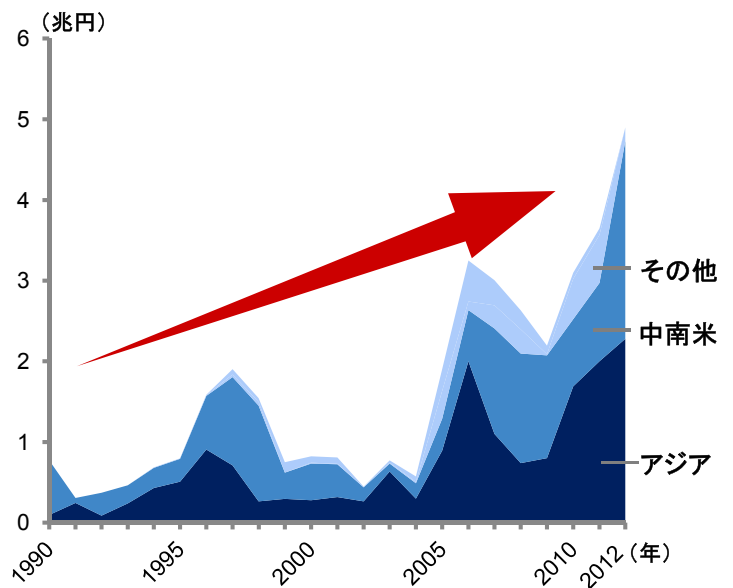
出典: OECD (2006, 2011)

アジア

80兆円／年

出典: ADB (2009)

民間活用型インフラ事業



出典: 世界銀行

民間の資金・ノウハウを活用する民間活用型が増加



安全性
信頼性
環境性能
ライフサイクルコスト

日本方式はいつでも活用可能

交通・都市開発プロジェクトの特性

	電力 (契約)	パイプ ライン	鉄道	空港・港湾	有料道路	通信	商業電力
リターン (平均 Cash Yield) ^{*1}	4-7%	5-8%	8-12%	4-7%	3-5%	4-7%	4-12%
リターン (平均 Leveraged IRR) ^{*2}	10-13%	10-15%	14-18%	14-18%	12-20%	15-20%	15-25%
リスク	低～中	低～中	中	中	中～高	中～高	高

*1 毎年の平均配当率

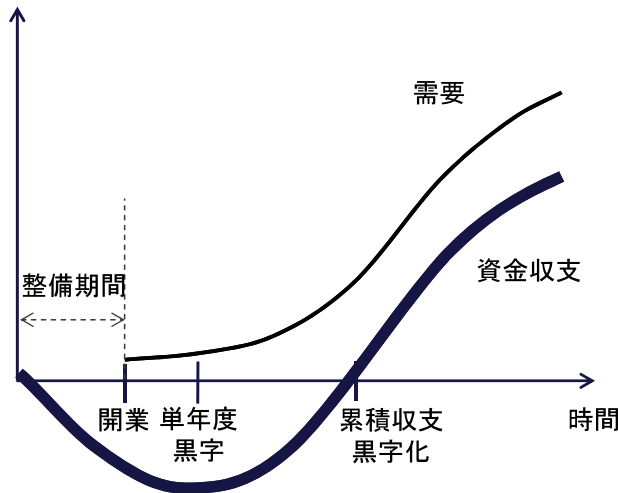
*2 配当と売却益を年率に換算したもの(借入金比率は、50%～85%と想定している)

出典: J.P. Morgan Asset Management (2010)

交通事業は中リスク・中リターン

長期にわたる整備

様々なリスクも存在



政治 リスク	政治暴力リスク	・暴動、内乱、革命、テロ、ストライキ等
	収用リスク	・資産が正当な補償なく国有化される
	相手国政府の義務違反リスク	・契約相手であるホスト国政府・政府機関が契約に違反する
	制度(変更)リスク	・法制度が未整備か十分に機能しない ・事業の途中で法制度が変更される
商業 リスク	資金調達リスク	・予定した金額・条件で必要ときに資金の調達ができない
	完工リスク	・施設が予定した期間、予算、性能で完成しない
	操業リスク	・事業者の経営能力・技術が不十分
	需要リスク	・予定した価格で十分な需要が確保できない
自然災害 リスク	地震、台風、火災等	・自然災害の影響を受ける

今のままでは民間参入が困難

(株)海外交通・都市開発事業支援機構とは

設立趣旨

- 交通や都市開発といった分野で、海外市場に飛び込む事業者を支援し、官民一体となって成約につなげます。
(総理施政方針演説 H26.1.24)
- 2020年に約30兆円(2010年約10兆円)のインフラシステムを受注することを目指す。
(「インフラシステム輸出戦略」H26.6.3改訂)

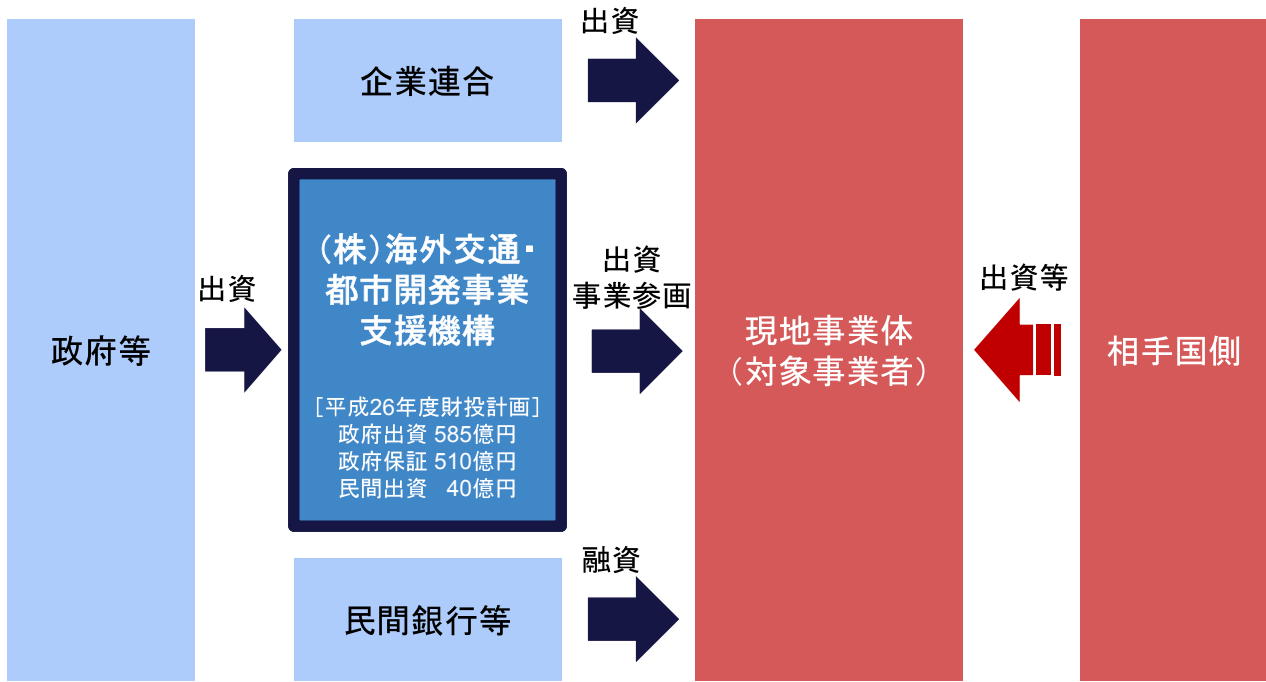
主な業務

- 出資(民間との共同出資)
 - 事業参画(役員・技術者等の人材派遣)
 - 相手国側との交渉
- (支援対象)
海外で交通事業・都市開発事業を行う現地事業者

管理

- 株式会社として会社法を適用。
- 加えて、国土交通大臣による監督を実施。
✓支援基準の策定
✓支援決定の認可
✓監督命令等

- (1) 海外市場へ参入 → 世界の成長を取り込む
- (2) 事業運営へ参画 → 関連産業の受注機会も拡大
- (3) 海外インフラを整備 → 日本企業の事業環境も改善



新たな政府出資機関として2014年内に設立予定

機構活用のメリット

- 1 海外プロジェクトの事業化を促進

 - ✓ 共同出資によってリスクを分担するとともに、事業性向上によってファイナンス組成を円滑化。
- 2 日本方式の事業運営を支援

 - ✓ 現地事業体への役員・技術者等の人材派遣を行うことで、商業リスクを軽減。
- 3 相手国への交渉力を強化

 - ✓ 政府出資機関としてプロジェクトに参加することで、政治リスクを軽減。

我が国企業の事業機会を拡大

	短期(1~3年後)	中期(3~7年後)	長期
高速鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ■インド・高速鉄道 (ブネ～ムンバイ～アーメダバード680km) ■マレーシア～シンガポール・高速鉄道(350km) ■タイ・高速鉄道(4路線1400km) ■ブラジル・高速鉄道(500km) 	<ul style="list-style-type: none"> ■インド・高速鉄道(6路線4000km) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ベトナム・高速鉄道(1600km) ■米国・高速鉄道(11路線13700km) ■米国・リニア構想
都市鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ■インドネシア・ジャカルタ都市鉄道 ■ベトナム・ホーチミン市都市鉄道1号線 ■ブラジル・都市鉄道 ■カタール・都市鉄道 	<ul style="list-style-type: none"> ■インド・主要都市メトロ、LRT、モノレール ■ベトナム・ハノイ都市鉄道1号線・2号線 ■ミャンマー・ヤンゴン都市鉄道近代化 	
高速道路 幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ■ベトナム・ファッパン～カウゼー高速道路 	<ul style="list-style-type: none"> ■インド・バンガロール～チェンナイ高速道路 ■トルコ・ダーダネルス海峡大橋プロジェクト ■インドネシア・チマラヤ新港アクセス道路 	<ul style="list-style-type: none"> ■インド・高速道路(18000km) ■インドネシア・高速道路(3100km) ■ベトナム・高速道路(5900km) ■ミャンマー・幹線道路 ■東南アジア・鉄道/空港フィーダーバス
バス事業 物流事業	<ul style="list-style-type: none"> ■東南アジア・コールドチェーン対応の物流施設 ■インドネシア・ジャカルタ首都圏物流施設 ■ブラジル・海洋資源開発(ロジスティックハブの整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ■東南アジア・都市バス、高速バス ■ラオス(タイ国境)・ドライポート ■インド・鉄道による完成自動車輸送事業 ■インドネシア・浮体式LNG生産貯蔵積出施設 ■インドネシア・洋上石炭貯蔵・出荷システム ■インドネシア・内航海運 	
船舶 海洋開発			<ul style="list-style-type: none"> ■ベトナム・洋上国家石油備蓄基地 ■インド・グジャラート州 シップリサイクル ■タイ・内航タンカー ■ミャンマー・内陸水運船舶 ■インドネシア・チマラヤ新港
港湾 ターミナル	<ul style="list-style-type: none"> ■インドネシア・タンジュンプリオク港 ■ベトナム・ラックフェン港(ハノイ市近郊) ■ベトナム・カイメップ・チーバイ港(ホーチミン市近郊) ■ミャンマー・ティラワ港 ■ケニア・モンバサ港 		
空港 ターミナル	<ul style="list-style-type: none"> ■ミャンマー・マンダレー国際空港 ■インドネシア・ジャカルタ首都圏空港 ■カタール・新空港 	<ul style="list-style-type: none"> ■ベトナム・ロンタイン空港(ホーチミン市) 	
都市・住宅 開発	<ul style="list-style-type: none"> ■ベトナム・都市開発 ■マレーシア・都市開発 	<ul style="list-style-type: none"> ■中国・都市開発 	

今後の主要プロジェクトでは、民間活用型が増加する方向

(参考) 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法 (抜粋)  国土交通省

(機構の目的)

第一条 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 2 この法律において「都市開発事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一. 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備又は維持管理を行う事業であつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ 道路、公園、下水道その他の国土交通省令で定める公共の用に供する施設の整備を伴うものであること。

ロ 当該事業が行われる区域の面積が国土交通省令で定める規模以上であること。

二. 公園、下水道その他の都市機能の増進に資するものとして国土交通省令で定める施設の運営又は維持管理を行う事業

3 この法律において「対象事業」とは、海外において行われる交通事業若しくは都市開発事業又はこれらの事業を支援する事業をいう。

川崎を支える市内水関連中小・中堅企業

— 川崎市制90周年：川崎を一步先へ、もっと先へ —



イントロダクション

川崎市90年と水の歩み



水道の給水開始（1921年）



川崎市市民ミュージアム蔵



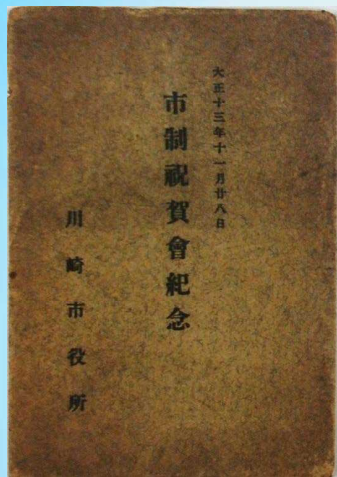
川崎市市民ミュージアム蔵



川崎市市民ミュージアム蔵



川崎市の誕生（1924年）



川崎市市民ミュージアム蔵



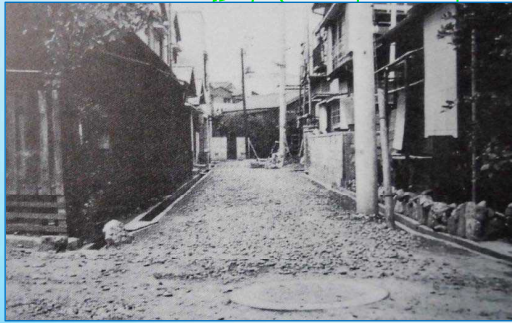
川崎市市民ミュージアム蔵



川崎市市民ミュージアム蔵

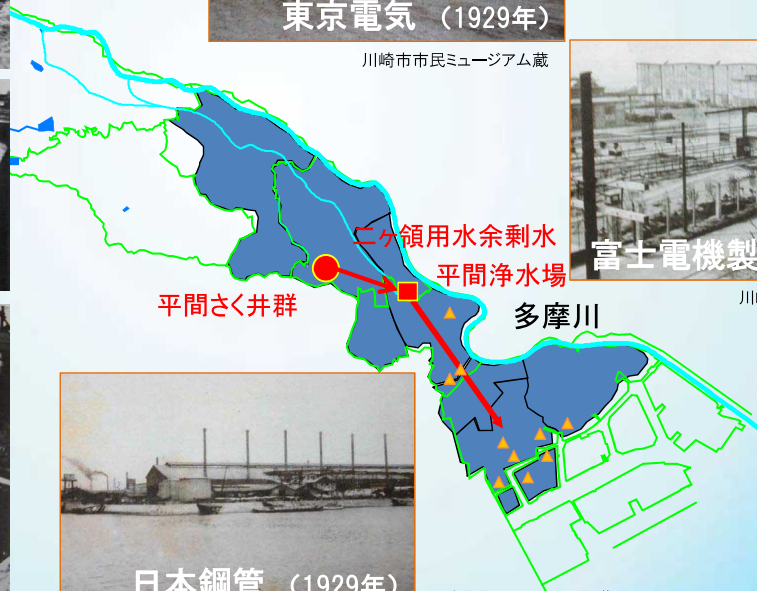


下水道の供用開始（1935年）



浸水被害の解消

日本初・公営工業用水道の給水開始（1937年）



平間水源管理所

東京電気（1929年）

川崎市市民ミュージアム蔵

富士電機製造（1929年）

川崎市市民ミュージアム蔵

配水管敷設工事

日本鋼管（1929年）

川崎市市民ミュージアム蔵

工業都市としての発展と公害の発生

川崎市市民ミュージアム蔵

川崎市市民ミュージアム蔵

川崎市市民ミュージアム蔵



完成した南平団地(1963年頃)



建設中の東名高速(1967年)



川崎市臨海部(1960-70年代)



多摩川(1977年)



川崎市臨海部(1968年)

上下水道の普及と水環境の改善—環境先進都市へ



麻生水処理センター
(1989~)



生田浄水場



等々力水処理センター
(1982~)



長沢浄水場



加瀬水処理センター
(1973~)



入江崎水処理センター
(1961~)



1970年頃の多摩川



現在の多摩川

川崎から世界へ —川崎を支える民間企業との連携—



川崎を支える市内水関連中小・中堅企業の紹介

- 株式会社オスモ
- 株式会社ショウエイ
- 須藤工業株式会社
- 日本原料株式会社